

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 3 1 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 岡 真 由

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 2 1 日 午前 8 時 3 0 分から 令和 8 年 8 月 2 8 日 午後 4 時 3 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 2 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 1 6 日 午後 1 時 3 0 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 3 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 9 月 9 日 午後 4 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 3 1 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分までです。

物 件 目 録

- 1 所 在 高松市高松町字帰来
地 番 8 9 番 6
地 目 宅地
地 積 1 7 6 . 5 9 平方メートル
持分2分の1
- 2 所 在 高松市高松町字帰来 8 9 番地 6
家屋 番号 8 9 番 6
種 類 居宅
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
床 面 積 1 階 1 6 . 3 8 平方メートル
2 階 8 7 . 2 3 平方メートル
3 階 8 1 . 9 8 平方メートル

持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 8年 6月30日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 岡 真 由

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

本件土地及び建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 高松市高松町字帰来

地 番 8 9 番 6

地 目 宅地

地 積 1 7 6 . 5 9 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

2 所 在 高松市高松町字帰来 8 9 番地 6

家屋 番号 8 9 番 6

種 類 居宅

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建

床 面 積 1 階 1 6 . 3 8 平方メートル
2 階 8 7 . 2 3 平方メートル
3 階 8 1 . 9 8 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1



令和8年(ヌ)第2号
、令和8年1月26日受理
令和8年2月16日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 高松市高松町字帰来
地 番 8 9 番 6
地 目 宅地
地 積 1 7 6 . 5 9 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

2 所 在 高松市高松町字帰来 8 9 番地 6
家屋 番号 8 9 番 6
種 類 居宅
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建
床 面 積 1 階 1 6 . 3 8 平方メートル
2 階 8 7 . 2 3 平方メートル
3 階 8 1 . 9 8 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	高松市高松町89番地6			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	A持分2分の1			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	A持分2分の1			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■近隣の者	1 私は本件物件の近隣の者です。 2 本件物件には、高齢者夫婦が居住していましたが、今から2、3年くらい前からは、だれも住んでいないと思います。そのころまでは、Aの嫁かBだと思われる女性がときどき掃除に来ていたと思いますが、現在はだれも来ていないと思います。隣家に草木の枝が越境してくるので、以前来られていた女性に、隣家において剪定する許可をいただいています。なお、本件物件の2階玄関へ通じる階段横の植木は、そのまま放置されています。 3 隣家との境界は、フェンス付きのブロック塀です。北側も同様に、近隣の者が目隠しのためフェンスに植物の葉のような物を整備しています。 4 本件物件南側の前面道路については、周辺の住民が共有持分を持っていると思います。仮に、持分を持っていない方が通行することは差支えありませんが、道路の修繕費用については、周辺住民で均等に負担してもらいたいと思います。
■広域水道企業団高松ブロック統括センター	本件物件の上水道については、令和6年度に閉栓されており、現在使用されていないようである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地は非線引都市計画区域内に存在し、物件1の南側は幅員約4～4.5メートルの舗装私道（建築基準法42条1項2号道路）に接道している。
- 3 物件1と周囲の土地との境界は、現況上明らかである。14条1項地図及び地積測量図が存在する。北側、東側、西側の隣地との境界には、フェンス付きのブロック塀が設置されている。近隣の者の話では、「本件物件には、高齢者夫婦が居住していましたが、今から2、3年くらい前からは、だれも住んでいないと思います。そのころまでは、**A**の嫁か**B**だと思われる女性がときどき掃除に来ていましたが、現在はだれも来ていないと思います。隣家に草木の枝が越境してくるので、以前来られていた女性に、隣家において剪定する許可をいただいています。なお、本件物件の2階玄関へ通じる階段横の植木は、そのまま放置されています。」とのことであり、隣家との間は、きれいに剪定されているが、2階玄関へ通じる階段横の草木は繁茂しており、通行しづらくなっている。
- 4 物件1南側の舗装私道（共有者：個人12名、地目：公衆用道路）については、**A**、**B**は持分を持っていない。近隣の同道路の持分権者の一人は、「周辺の住民が共有持分を持っていると思います。仮に、持分を持っていない方が通行することは差支えありませんが、道路の修繕費用については、周辺住民で均等に負担してもらいたいと思います。」とのことであった。
- 5 物件2建物については、経年（築後約31年経過）劣化が認められる。1階部分は物置であり、動産類が多数置かれていた。なお、2階とはつながっていなかった。2、3階は居宅であるが、長期間使用していないように見受けられた。3階廊下の天井には、天窓が存在していた。
広域水道企業団高松ブロック統括センターでの調査では、上水道は令和6年度に閉栓されており、現在使用されていないようである。
- 6 債務者**A**及び共有者**B**と連絡を試みたが、どちらからも話を聞くことはできなかった。
- 7 本件の売却対象は、**A**持分2分の1のみである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年1月27日(火) 9:00-9:10	高松法務局	周辺土地等調査
令和8年1月27日(火) 9:30-9:45	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、占有調査、写真撮影
令和8年1月27日(火) 15:45-16:05	広域水道企業団高松ブ ロック統括センター	給配水管等調査、使用状況調査
令和8年1月27日(火) 16:10-16:40	高松市役所	公法上の規制等調査、間取図等調査
令和8年1月30日(金) 14:30-16:00	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行、近隣の 者から聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年1月30日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち会わせ、解錠技術者に解錠させ、建物内に立ち入った。

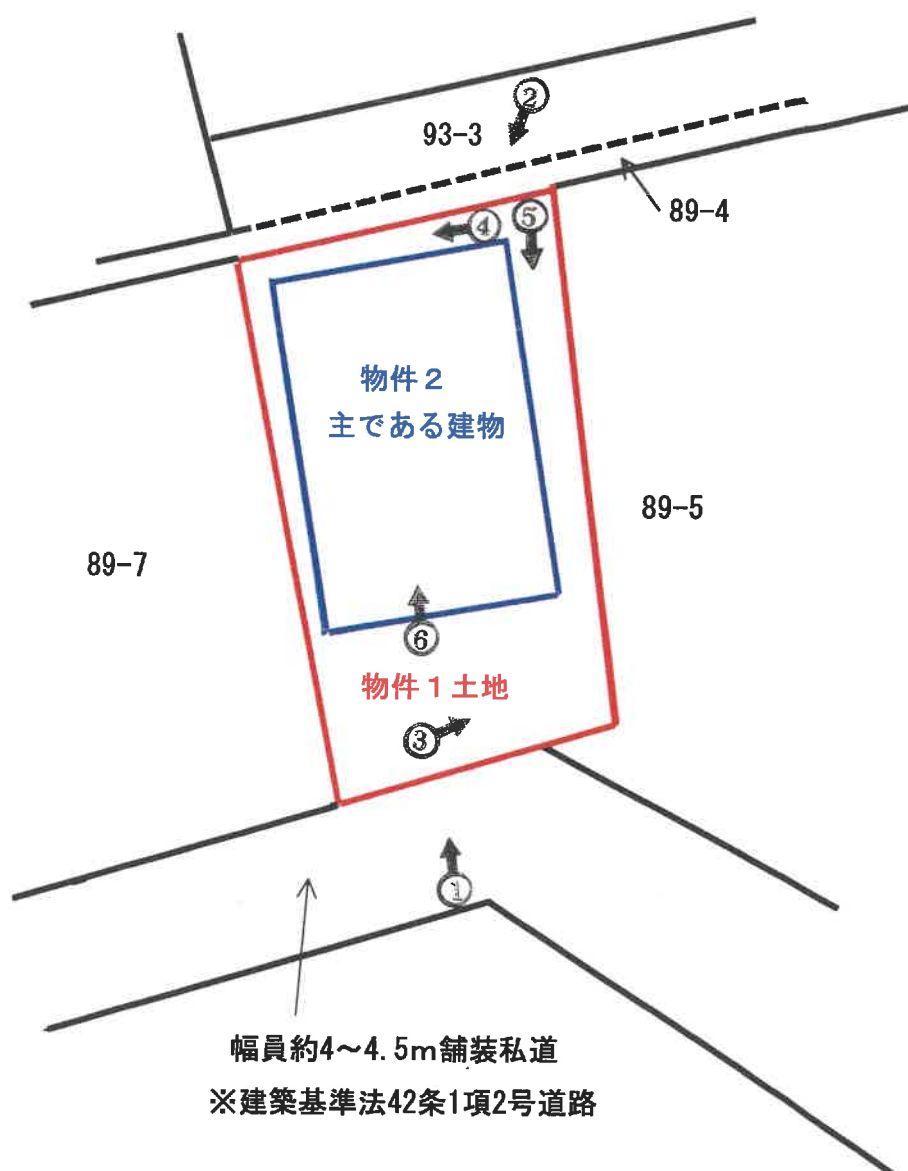
☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

S≒1/250



（注）概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

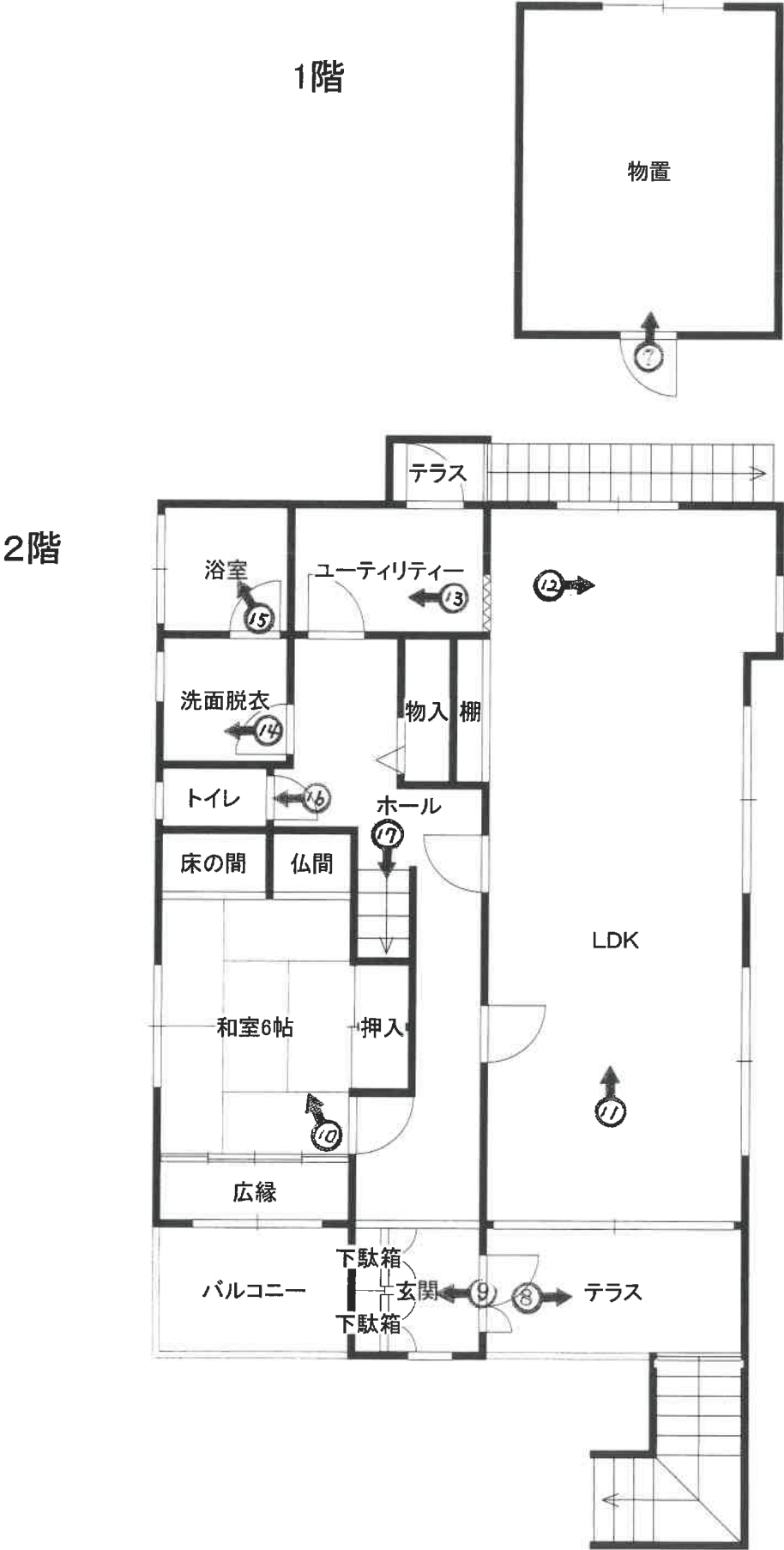
←○ 写真撮影位置・方向

（ 6 枚目）



建物間取図(概略)

物件 2
主である建物



写真撮影位置・方向

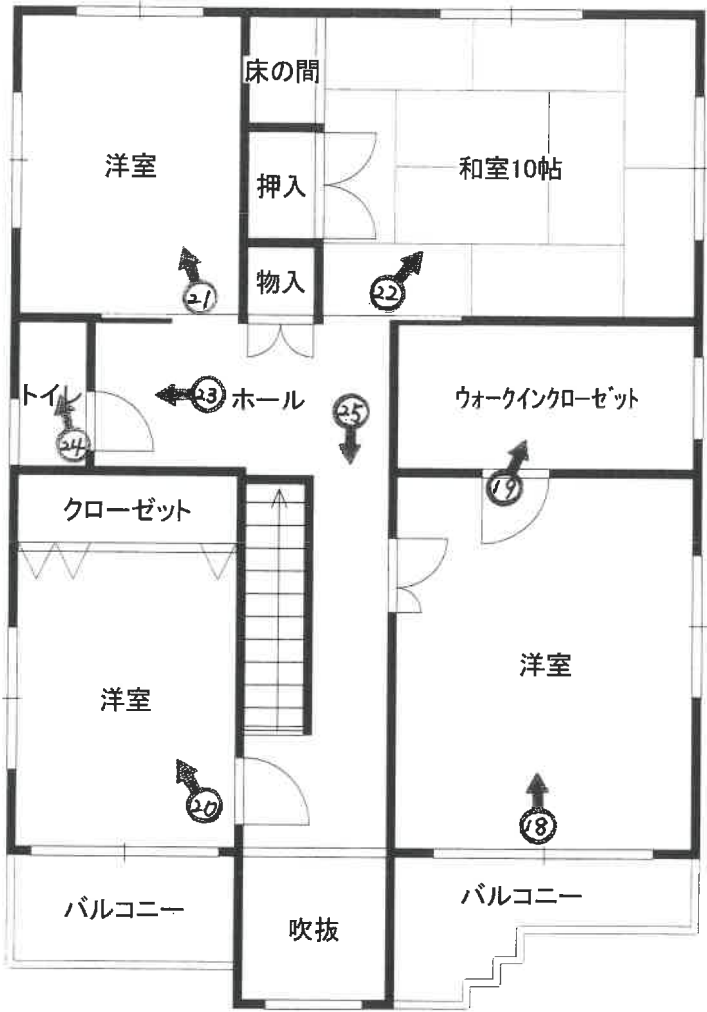
(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。

(ア 放戸)

建物間取図(概略)

物件 2
主である建物

3階



(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。



写真撮影位置・方向

(8 枚目)

1



本件物件の外観

2



本件物件北東側の状況

3



物件1 南側の状況

4



物件1 北側の状況

5



物件1 北東側の状況

6

物件2 1階物置



物件1 中央付近の状況

7



物件2 1階物置内の状況

8



物件2 2階テラスの状況

9



物件 2 2階玄関内の状況

10



物件 2 2階和室の状況

11



物件2 2階LDKの状況

12



物件2 2階台所の状況

13



物件 2 2階北側ユーティリティの状況

14



物件 2 2階洗面脱衣所の状況

15



物件 2 2階浴室の状況

16



物件 2 2階トイレの状況

(16 枚目)

17



物件 2 階段の状況

18



物件 2 3階南東側洋室の状況

19



物件 2 3階南東側洋室内のウォークインクローゼットの状況

20



物件 2 3階南西側洋室の状況

21



物件2 3階北西側洋室の状況

22



物件2 3階北東側和室の状況

23



物件2 3階手洗付近の状況

24



物件2 3階トイレの状況



物件2 3階廊下上部の状況

令和8年(ヌ)第2号
令和8年1月30日 現地調査
令和8年2月13日 評価



高松地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
吉 馴 征 司

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 0 8 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 1 3 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 9 5 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1、2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	高松市高松町字帰来 8 9 番 6 宅地 1 7 6 . 5 9 m ² (持分 2 分の 1)	同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	高松市高松町字帰来 8 9 番地 6 8 9 番 6 居 宅 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建 1 階 1 6 . 3 8 m ² 2 階 8 7 . 2 3 m ² 3 階 8 1 . 9 8 m ² 延 1 8 5 . 5 9 m ² (持分 2 分の 1)	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 高徳線「屋島」駅の北東方約 8 0 m（直線距離） ことでんバス「J R やしま駅」バス停の北東方約 8 0 m（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	受命物件の存する近隣地域は高松市中心部より東方郊外の高松町に位置し、中規模戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域を形成している。当該地域においては 1 5 0 ～ 2 0 0 m ² 程度の敷地に 2 階建程度の住宅等としての使用を標準的使用とする。緩やかな景気回復とともに、低調だった住宅地需要は持ち直しの兆しを見せつつあり、地価は横ばいで推移している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第 1 種住居地域 6 0 % 2 0 0 % — 特になし
画 地 条 件	面 積 1 7 6 . 5 9 m ² 間 口 約 7 m 奥 行 約 1 8 m 形 状 ほぼ整形 地 勢 普通	
接面道路の状況	南側で現況幅員約 4 ～ 4 . 5 m 舗装私道（建築基準法 4 2 条 1 項 2 号道路）とほぼ等高に接面する。系統・連続性はやや劣る。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	物件 2 建物の敷地として利用されている。隣接不動産の状況は北側住宅、西側住宅、南側上記私道を介して住宅、東側住宅である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 有 ガ ス 配 管 無 下 水 道 有	
特 記 事 項	・ 物件 1 と周囲の土地との境界は、現況上明らかである。1 4 条 1 項地図及び地積測量図が存在する。北側、東側、西側の隣地との境界には、フェンス付きのブロック塀が設置されている。近隣の者の話では、「物件 1 の草木の枝が越境してくるので、隣家において剪定する許可をいただいています。なお、本件物件の 2 階玄関に通じる階段横の植木は、そのまま放置されています。」とのことであり、隣家との間はきれいに剪定されているが、2 階玄関へ通じる階段横の草木は繁茂しており、通行しづらくなっている。 ・ 物件 1 南側の舗装私道（共有者：個人 1 2 名、地目：公衆用道路）については本件所有者は持分を持っていない。近隣の同道路の持分権者の一人は、「周辺の住民が共有持分を持っていると思います。仮に、持分を持っていない場合でも通行することは差支えありませんが、道路の修繕費用については、周辺住民で均等に負担してもらいたいと思います。」とのことであった。	

特 記 事 項	・ 広域水道企業団高松ブロック統括センターでの調査では、上水道は、令和6年度に閉栓されており、現在使用されていないようである。 ・ 土壌汚染については閉鎖登記簿、過去地図等による対象地の地歴調査、埋蔵文化財については高松市文化財課において周知の埋蔵文化財包蔵地の確認等を行ったが、特段の事項は確認されなかったため、これらの要因については考慮外として評価する。なお、土壌汚染の有無等の詳細は専門機関の調査を要する。 ・ 当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照。
---------	---

ー以下次頁ー

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成7年6月16日新築 経過年数 約31年 経済的残存耐用年数 約3年
仕 様	構 造 鉄骨造 屋 根 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 サイディング等 内 壁 クロス貼り、パネル貼り等 天 井 クロス貼り、板貼り等 床 フローリング、タタミ、ビニールタイル等 設 備 電気、給排水等 その他 特になし
床面積(現況)	1階16.38㎡、2階87.23㎡、3階81.98㎡、合計185.59㎡である。
現 況 用 途 等	階層 3階建 現況用途 居宅 間取り (添付間取図参照)
品 等	中位
保守管理の状態	やや劣る。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
そ の 他	・物件2建物については、経年（築後約31年経過）劣化が認められる。1階部分は物置であり、動産類が多数置かれていた。なお、2階とはつながっていなかった。2、3階は居宅であるが、長時間使用していないように見受けられた。3階廊下の天井には、天窓が存在していた。 ・近隣の者の話では、「本件物件には、高齢者夫婦が居住していましたが、今から2、3年くらい前からは、だれも住んでいないと思います。そのころまでは、息子さんの嫁か娘さんが清掃に来ていましたが、現在はだれも来ていないと思います。」とのことであった。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照のこと。 ・対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関による調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地 価格	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
1を含む 全持分	34,500	0.98	176.59	1.0	5,971,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 高松-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$33,500\text{円}/\text{㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/97 \approx 34,500\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：……補正の必要はない。

◇地域格差：……街路条件（幅員等）+2%、行政的条件（用途地域等）▲5%（相乗値）

イ 個別格差：……系統・連続性▲2%

ウ 地積：……登記数量による。

エ 建付減価：……必要なし

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費を比準し、住宅設備の状況等をも勘案して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価 率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2を含む全持分	176,000	185.59	0.12	3,920,000

ウ 現価率：経過年数31年、経済的残存耐用年数3年、残価率5%とした定額法及び観察減価法（2,3年空き家状態であること等による管理の状態から▲10%）を併用して下記のとおり査定した。

$$\begin{aligned} & \text{観察減価} \\ \cdot \text{現価率} &= [0.05 + (1-0.05) \times \frac{3}{31+3}] \times (1-0.1) \approx 0.12 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1を含む 全持分	5,971,000	0.10	敷地占有利益	597,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を敷地占有利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	持分 ウ	占有減 価修正 エ	市場性 修 正 オ	競売市場 修 正 カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	5,971,000	－597,000	1/2	1.0	0.7	0.6	1,130,000
2	3,920,000	＋597,000	1/2	1.0	0.7	0.6	950,000
一括価格 (合計)							2,080,000

エ 占有減価修正：必要なし

オ 市場性修正：物件1土地及び物件2建物は持分の売却であり、需用者が限定されること等による市場性の減退に鑑み▲30%の減価が妥当であると判断した。

カ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 高松ー1

所 在：高松市高松町字津ノ村2039番15
価 格：33,500円/㎡
位 置：JR高徳線「古高松南」駅の南西方約200m（道路距離）
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：197㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：南側5m市道
用途指定等：（都）1低専（50、80）
地 域 の 概 要：中規模住宅が多い区画整然とした低層住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

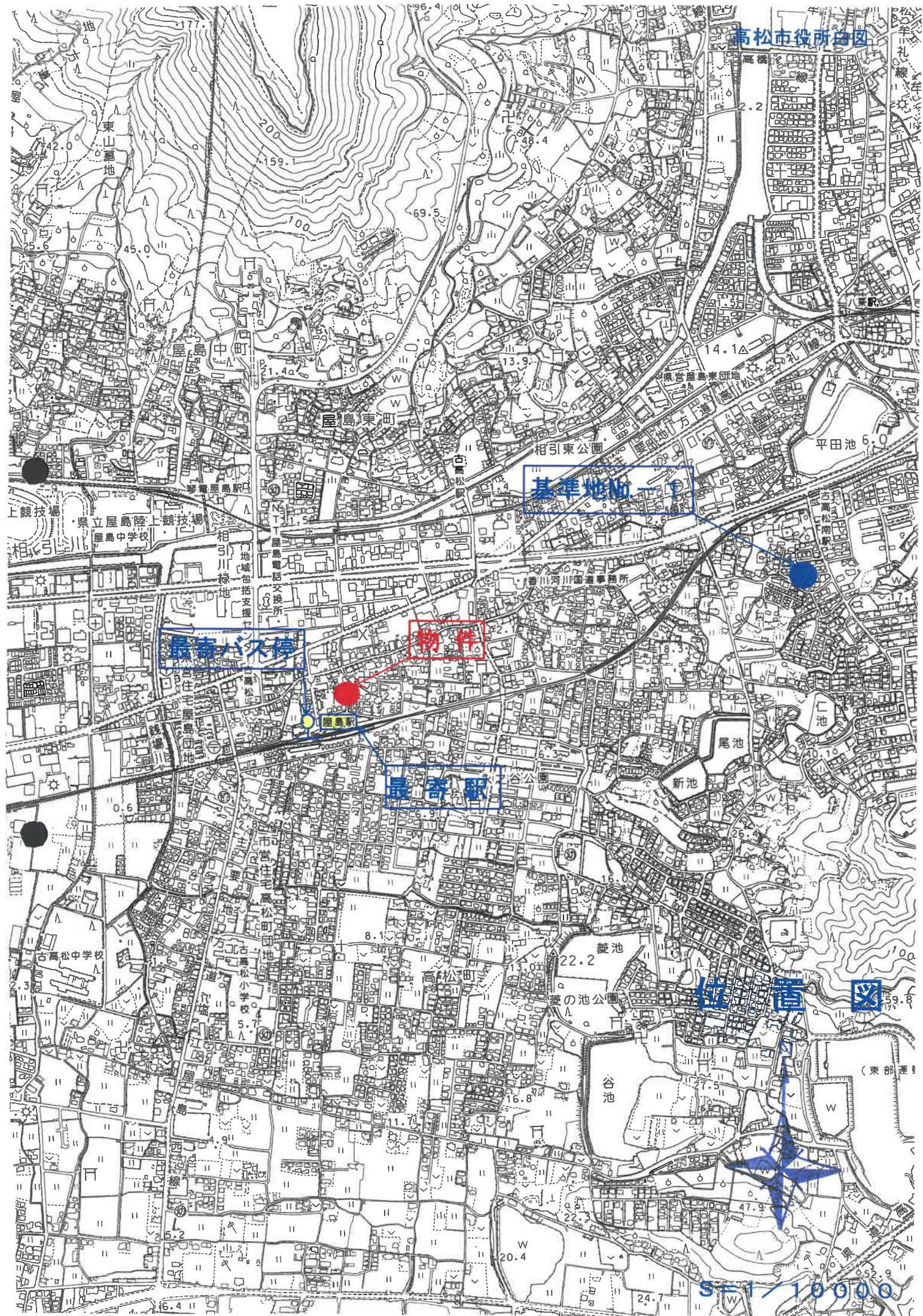
物件1：4,239,219円
物件2：4,052,466円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上



高松市役所台区

基準地No.1

最寄バス停

物件

最寄駅

位置図

Scale 1/10000

2497-6
89-2

ハ 78-11
ニ 78-9

(座標値種別：図上測)

2502-3

2502-11

78-7

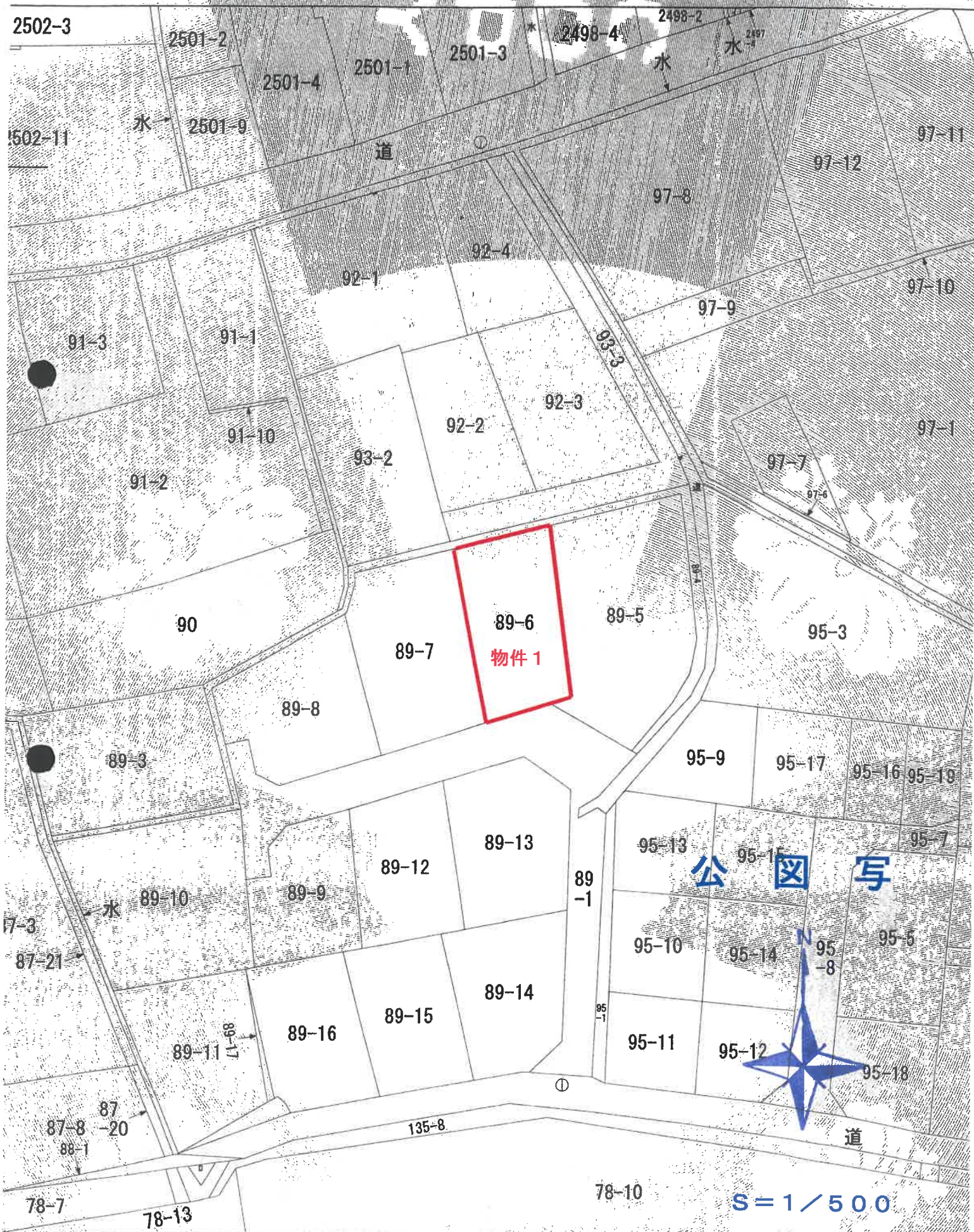
78-13

78-10

(座標値種別：図上測定)

- 10 -

S = 1 / 500



登記年月日：昭和48年7月4日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である
令和8年1月27日 高松法務局

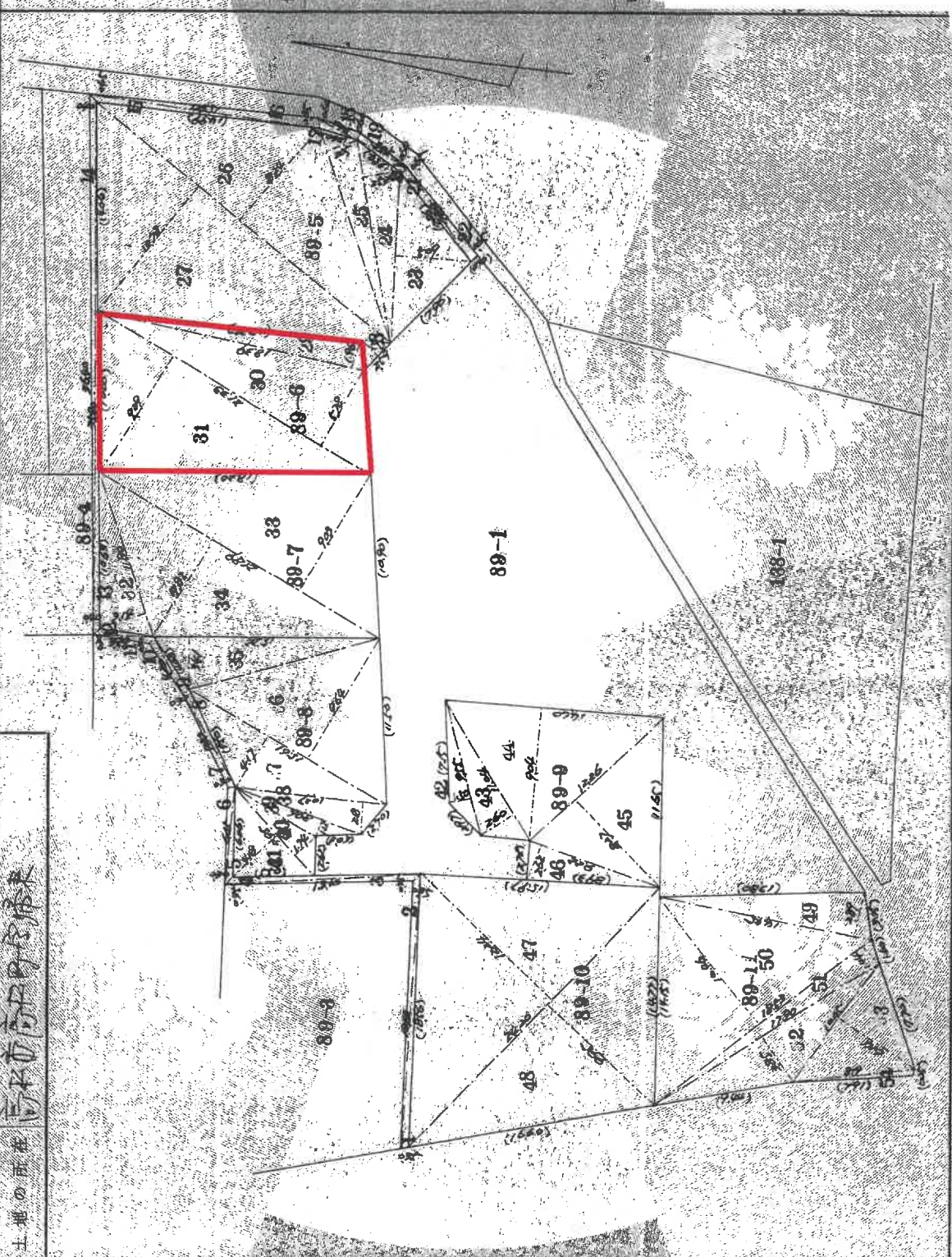
032782 89-4新 89-8新
89-1新 89-9新

地番 89-6新 89-10新
89-7新 89-11新

土地の所在 高松市大田町

地積測量図 2-1

作製年月日 昭和四十八年六月十四日
作製者 申請人 94



縮尺 1/300

(香川県土地家屋調査士会専用)
昭和48年7月4日登記

物件 1

縮小版

請求番号：6-4

(1/2)

これは図面に記録されている内容を証明した裏面である
令和8年1月27日 高松法務局

令和8年1月27日

高松法務局

縮小版

請求番号：6-4

物件 1

附錄第八号、四

地積測量圖 2-2

1998

測

禮

地

100

100

100

100

1月27日

地產の景土

製年 月 日

製年 月 日

作者

中 諸 人

(香川県土地家屋調査士会専用)

昭和十八年七月三日

(2/2)

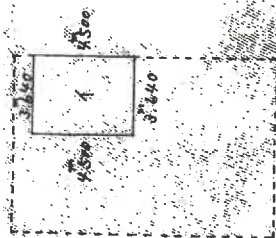
登記年月日：平成7年6月30日

公用

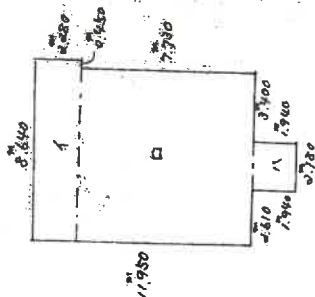
これは図面に記載されている内容を証明し、裏面である。
令和8年1月27日 高松法務局

200043

各階平面図



一階平面図



二階平面図

一階床面積

1	3,440	4,500	16,380
計			16,380

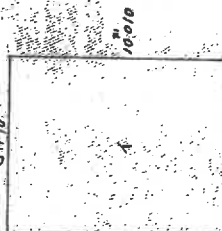
二階床面積

1	3,440	2,380	19,392
計			19,392

三階床面積

1	3,440	2,380	19,392
計			19,392

三階平面図



平成7年6月30日

申請人

箱尺 1/250

作製者

(平成7年6月30日現在)

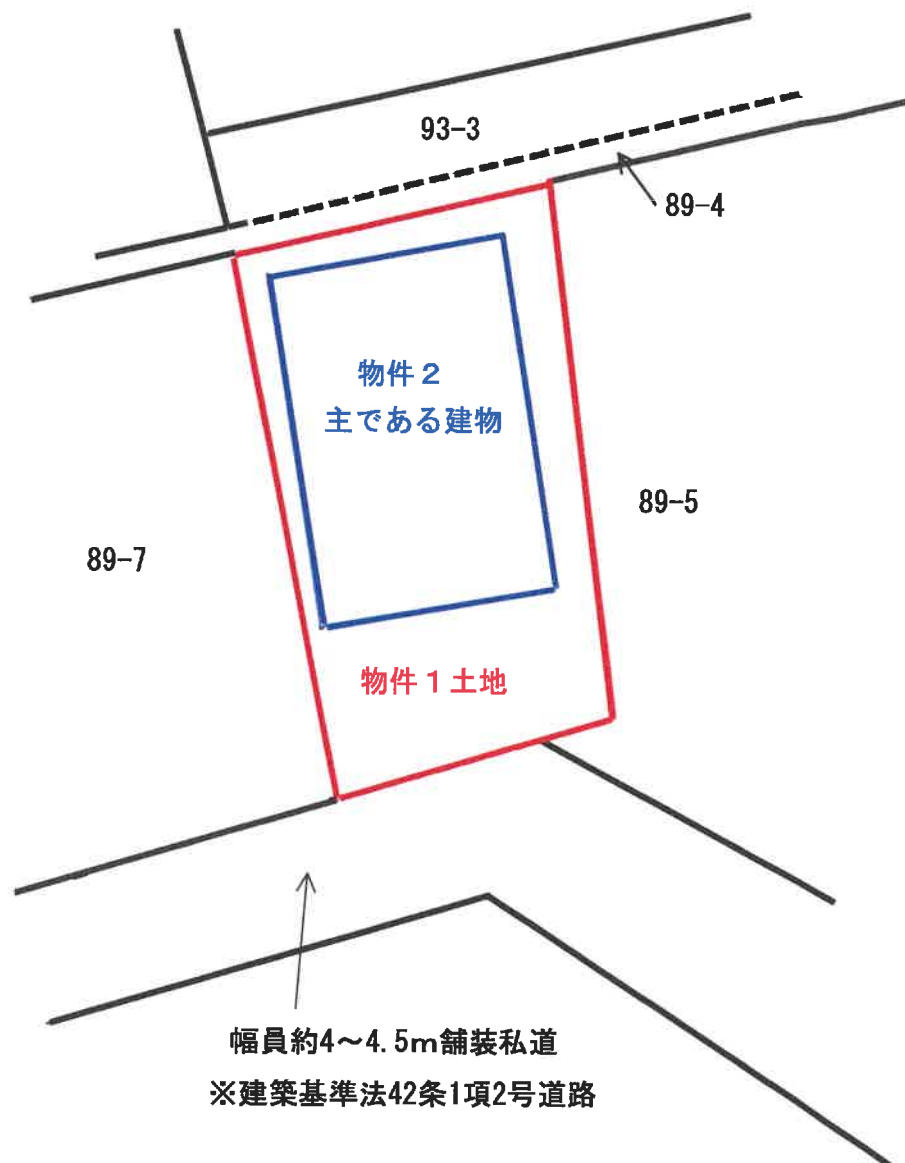
物件 2

縮小版

請求番号：6-8

土地建物位置関係図（概略）

S≒1/250



（注）概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。



建物間取図(概略)

物件 2
主である建物

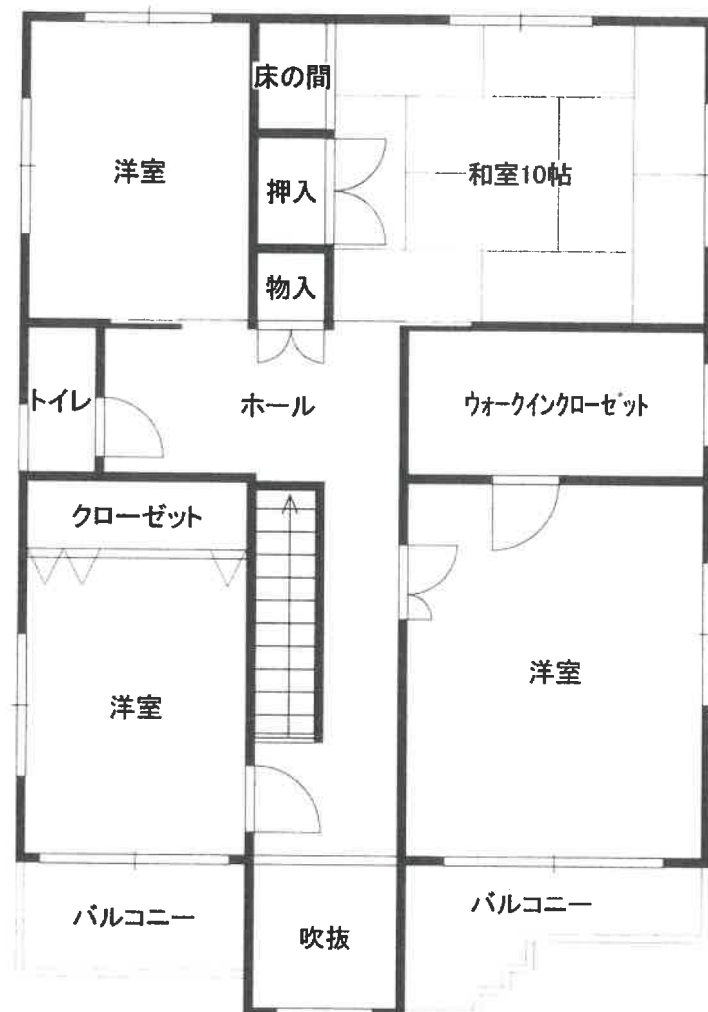


(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。

建物間取図(概略)

物件 2
主である建物

3階



(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。

